

マイカーローン（月払・一括前払）商品概要説明書											
名称	マイカーローン										
ご利用いただける方	申込時満18歳以上完済時年齢76歳未満の安定した収入のある方 但し、 Web申込については申込時満20歳以上完済時満76歳未満の安定した収入のある方を対象とします。 尚 、就職内定者（卒業見込み学生を含む）のうち組合営業地域内に居住もしくは職場が所在する方も対象となります。										
資金使途	新車・中古車・自動二輪車・用品購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、車庫設置費用、諸費用。他金融機関の自動車購入資金に関するローンの借換資金（直近6ヶ月間以内の延滞がないこと。）但し、事業性・個人間売買は除きます。										
借入金額	1人について10万円以上1,000万円以下（1万円単位）となります。 但し、就職内定者については、200万円を上限となります。 Web申込については、500万円を上限となります。 尚、借換のみの場合は借換対象ローンの残高以内となります。										
借入期間	10年以内 ※元金返済据置き（利払い）期間最長6ヵ月										
借入利率	【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ●利率・返済等の詳細につきましては、当JAの融資窓口へお問い合わせください。										
返済方法	据置期間・・・毎月利息返済となります。 返済期間・・・元利均等毎月返済又は元利金等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用のいずれかになります。但し、半年毎増額返済の元金合計は、借入金額の50%以内（1万円単位）となります。 ●変動金利型の場合、お借入利率に変更があった場合には、新利率、残元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額をご返済いただきます。										
担保	不要です。										
連帯保証人	原則不要です。但し、必要となる場合もあります。 尚、申込者が18歳以上20歳未満（未成年者）の場合は、必ず親権者の内1名が連帯保証人として必要となります。										
保証料	保証料率は、 0.65% 、0.8%、1.3%、1.6%のいずれかになります。 月払の場合、毎月の支払額に含まれます。 一括前払の場合、ご融資時に保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料】 (保証料率 0.8% の場合)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,300</td> <td>12,300</td> <td>20,400</td> <td>28,500</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	保証料（円）	4,300	12,300	20,400	28,500
お借入期間	1年	3年	5年	7年							
保証料（円）	4,300	12,300	20,400	28,500							
繰上返済	詳細につきましては、当JAの融資窓口へお問い合わせください。										
必要書類	本人確認資料	組合所定ものを徴求する。 就職内定者は、就職内定が確認できる組合所定の証明資料が必要となります。 卒業見込者は、上記に加えて卒業見込が確認できる組合所定の証明資料が必要となります。									
	所得証明	融資金額500万円以下：原則不要です。 融資金額500万円超：組合所定の所得確認資料が必要となります。									
	資金使途証明	見積書・契約書・注文書・振込依頼書等の写し 但し、借換の場合は借換対象借入金の返済予定表及び返済用預金口座通帳の写し等が必要となります。									
振込指定	融資金は、資金使途証明書の記載口座へ申込人名義で直接振込ものとします。 但し、50万円以下の車検・修理・用品・運転免許取得費用及び諸費用でオリコが認めた場合は、振込指定がなくても融資可能といたします。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融課（電話：0982-73-1303）にお申し出下さい。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）										
その他	●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。										